

東地裁総第1915号

令和6年7月29日

山中理司様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

1月22日付け（同月25日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
別添司法行政文書開示申出書記載のとおり
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

司法行政文書開示請求書

機密性2

令和6年1月22日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

令和5年頃から、東京地裁の勾留状謄本の写しの交付請求がFAXによってできるようになったことが分かる文書

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

